

平成 15 年 3 月 11 日
総務省公害等調整委員会

「清瀬・新座低周波騒音被害等調停申請事件」の調停成立

標記事件について、本日開催された第3回調停期日において、当事者双方の合意が整い、調停が成立しましたので、お知らせします。

1. 経緯

平成13年10月、埼玉県及び東京都の住民10名から、同人らの住居に隣接する土地に建設された医療施設の運営法人に対して、同施設屋上に設置された空調室外機、変電装置等から発生する低周波音を含む騒音に対して、実効的な防音対策等を求める調停申請が埼玉県知事に対してなされた。本事件は、埼玉県と東京都にまたがるいわゆる県際事件であり、同年11月に埼玉県から公害等調整委員会に送付された。

2. 事件処理の経過

公害等調整委員会では、直ちに調停委員会（調停委員長・田辺淳也）を設置し、現地調査を実施するなど調停手続を進めた。

本件は、低周波音を含む騒音の改善が要請された事件であるが、近年、本件のように住宅地域において空調室外機等から生じる低周波音等が問題となる事例は増加している。しかしながら、従来の騒音対策だけでは対応しきれない面もあり、効果的な対策の確立が求められている状況にある。

このため、調停委員会としては、低周波音に係る音響分野及び対策分野の各専門家を専門委員として委嘱するとともに、本件病院施設の設計業者、施工業者、空調室外機メーカー、空調室外機設置業者の参加の下に、低周波音を含む騒音の低減を図るための対策について、専門委員の助言を得て検討を進めてきた。

検討の過程では、調停委員会として低周波音を含む騒音測定を実施し、その周波数分析の結果から問題となる周波数成分が100ヘルツ及び50ヘルツを中心としたものであることを確認した。その上で、考えられる低減対策を幅広く検討し、必要に応じ実験等で効果を確認することにより、効果的な対策を見出すことに努めた。

こうした対策に係る検討結果を踏まえ、3月11日の第3回調停期日において当事者双方の合意が整い、調停が成立した。

なお、本件では、既設置の機器の移設が建物の構造上困難という制約の下で、技術関係者らの努力により、低周波音を含む騒音の低減対策が講じられることとなったが、およそ建物の建設に当たっては、建物設計関係者と設置機器関係者との間で、事前に低周波音を含む騒音の周辺住宅地への影響を可能な限り小さくするための検討をすることが必要であり、本件調停手続を通じて、そのことの重要性が再認識された。

3. 合意された対策の概要

- (1) 空調室外機について、ファンの気流の排出口の改良、ファン相互の間仕切板の設置等により、100ヘルツを中心とした騒音の低減を図る。
- (2) 変電装置の排風機について、低周波成分も含めた低騒音型の機種に交換する。
- (3) 空調室外機の周囲に50ヘルツ及び100ヘルツに対し音の干渉による低減効果を持つ防音壁を新たに設置する。

(参考)

1. 「低周波音」とは

およそ100ヘルツ以下の周波数の音を「低周波音」といい、このうち20ヘルツ以下を「超低周波音」という。

なお、一般に人が聞くことのできる（可聴域の）音の周波数範囲は、20ヘルツから20キロヘルツとされている。

2. 周波数分析

測定した音について、周波数帯域（ヘルツ・Hzで表示）ごとの大きさ（デシベル・dBで表示）を示したものを。環境省の「低周波音測定マニュアル」においては、1/3オクターブバンドによる周波数分析を推奨している。周波数分析を行うことにより、発生源の特定や効果的な対策の検討が可能となる。

3. 低周波音に関する苦情の動向

近年、低周波音に関する市区町村への苦情件数は、従来30～40件で推移してきたが、平成12年度に115件となり、平成13年度は110件の苦情があった。

（環境省「騒音規制法施行状況調査」）

4. 公害等調整委員会に係属中の低周波音関係事件

- (1) 横浜市における振動・低周波音被害責任裁定申請事件
 - ・地下鉄の走行に伴う低周波音等による被害を主張
- (2) 深川市における低周波音被害責任裁定申請事件
 - ・空冷式冷凍機から発生する低周波音による健康被害を主張
- (3) 高崎市における低周波音被害原因裁定申請事件
 - ・冷凍機又は室外機から発生する低周波音による健康被害を主張